

新冠町地域防災計画 (事故災害対策計画編)

平成25年6月



新冠町防災会議

新冠町地域防災計画
(事故災害対策計画編)
目次

	ページ
第1章 総則	
第1節 計画の目的	1-1
第2節 計画の位置づけ及び構成	1-1
第3節 用語	1-2
第4節 計画の修正	1-2
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1-3
第6節 活動体制	1-3
第2章 事故災害対策	
第1節 海上災害対策	2-1
第1節 基本方針	2-1
第2節 予防計画	2-1
第3節 応急対策計画	2-2
第2節 鉄道災害対策	2-6
第1節 基本方針	2-6
第2節 予防計画	2-6
第3節 応急対策計画	2-7
第3節 道路災害対策	2-10
第1節 基本方針	2-10
第2節 予防計画	2-10
第3節 応急対策計画	2-11
第4節 危険物等災害対策	2-15
第1節 基本方針	2-15
第2節 予防計画	2-15
第3節 応急対策計画	2-18
第5節 大規模な火事災害対策	2-21
第1節 基本方針	2-21
第2節 予防計画	2-21
第3節 応急対策計画	2-22
第6節 林野火災対策	2-25
第1節 基本方針	2-25
第2節 予防計画	2-25
第3節 応急対策計画	2-26

第1章 総 則

第1節 計画の目的

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、交通・輸送体系や社会基盤施設の整備、多様な危険物取扱施設の増加等が進展している。このような社会構造の変化の中で、ひとたび海上災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)が発生した場合、その社会的影響は極めて大きくなるおそれがある。したがって、これらの事故災害の予防及び応急対応について一層の充実強化を図るため、その対策について定めることが必要である。

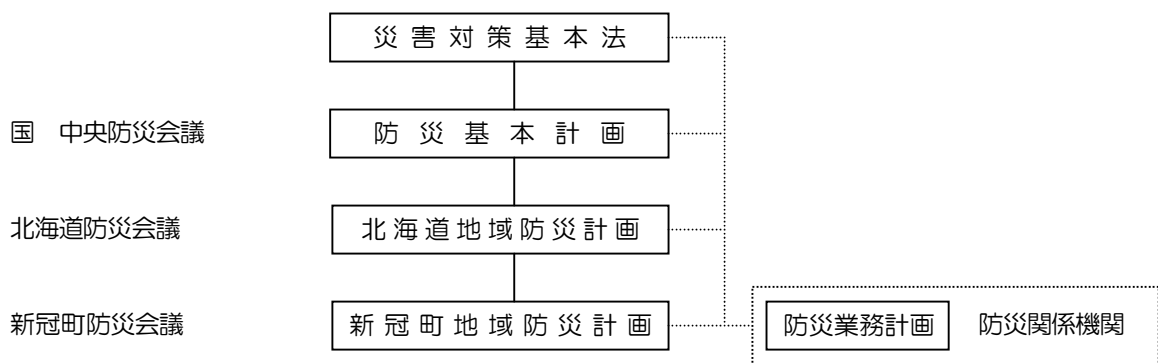
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、新冠町防災会議が作成する計画であり、本町の地域に係る事故災害の防災対策に関し、町並びに防災関係機関が必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、処理すべき業務の大綱を定め、災害予防、災害応急対策の総合的かつ計画的な防災活動の実施及び推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、地域社会の秩序の維持と公共福祉の確保に資することを目的とする。

この計画に定められていないものについては、風水害等対策計画編の規定に準ずるものとする。また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等対策計画編の災害復旧計画に準ずるものとする。

第2節 計画の位置づけ及び構成

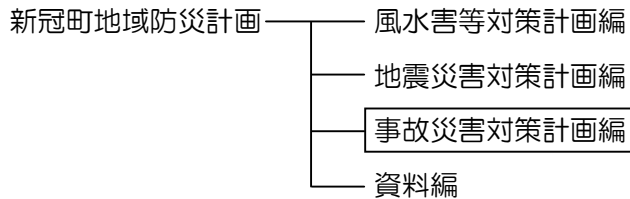
1 計画の位置づけ

この計画は、町の地域に係わる災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、国の防災基本計画、北海道地域防災計画と相互に連携する。



2 計画の構成

新冠町地域防災計画は、次の4編で構成する。また、本編は、本町の地域における事故災害等の対策を体系化したものであって、「新冠町地域防災計画」の中の「事故災害対策計画編」とするものである。



第3節 用語

この計画において、以下に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
道	北海道
知事	北海道知事
町（長）	新冠町（長）
町防災会議	新冠町防災会議
本部（長）	新冠町災害対策本部（長）
現地本部（長）	新冠町現地災害対策本部（長）
防災関係機関	新冠町防災会議条例（昭和38年3月20日条例第7号）第3条に定める委員及び第4条に定める専門委員の属する機関

第4節 計画の修正

町防災会議は、基本法第42条の規定に基づき随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めるとき。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務 又は業務の大綱

風水害等対策計画編第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第6節 活動体制

1 配置基準

災害の種類	警戒配備	非常配備 【災害対策本部の設置】
海上災害	海上事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたととき。	海上事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたととき。
鉄道災害	鉄道事故により災害が発生した場合で、町長が必要と認めたととき。	鉄道事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたととき。
道路災害	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたととき。	道路事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたととき。
危険物等災害	危険物等事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたととき。	危険物事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたととき。
大規模火災	大規模火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたととき。	大規模火災により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたととき。
林野火災	林野火災により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたととき。	林野火災により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたととき。

2 災害対策本部の組織

風水害等対策計画編第3章第1節第2「災害対策本部の組織」に準ずる。

3 職員の動員配備

風水害等対策計画編第3章第1節第4「職員の動員配備」に準ずる。

第2章 事故災害対策

第1節 海上災害対策

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

また、海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 予防計画

海上における災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関が相互に協力し実施する予防対策は、次のとおりとする。

1 海上災害の予防 【総務企画課、産業課】

(1) 海上事故の予防措置

ア 気象情報の常時把握と迅速な連絡体制の確立（風水害等対策計画編第3章第2節第2「注意報、警報及び火災気象通報」による。）

イ 海難発生時の連携体制の強化と救助・救護用資機材の整備促進

ウ 船舶所有者及び乗組員に対する指導

（ア）船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

（イ）漁船乗組員の養成と資質の向上

（ウ）小型船舶の集団操業の励行と相互救護体制の強化

（エ）海難防止に対する意識の高揚

エ 海上保安署による実地検査と船舶所有者及び船長に対する指導

（ア）海技従事有資格者の乗船確認

（イ）無線従事有資格者の乗船確認

（ウ）救命器具及び消火器具等の設備の確認

(2) 海上火災及び油流出等の予防措置

ア 各種作業中の火気取締りの指導及び施設等の火災予防の徹底

イ 消火設備の維持管理

ウ 多量の可燃物、危険物等の荷役の保安指導、監督

- エ 危険物の適正な取扱い
- オ 油流出事故の予防対策として化学消火剤、オイル処理資材等の配備

2 施設等の改善指導 【総務企画課、産業課】

関係機関は、危険物を取扱う施設や管理方法について検査・指導を行い、海上災害の予防に努める。

第3 応急対策計画

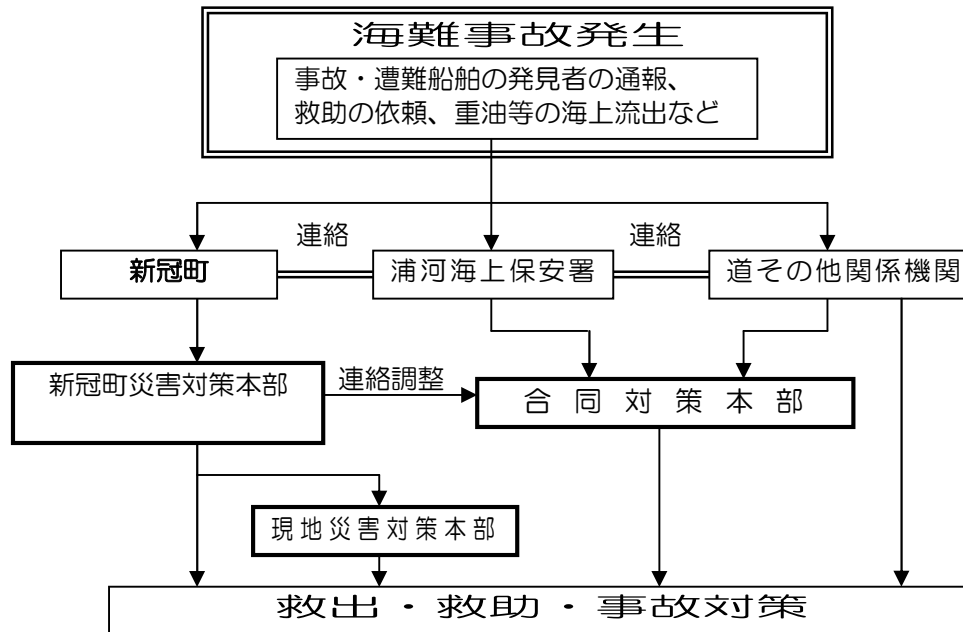
船舶事故、油類の海上流出等の海上災害を認知したときは、関係機関に通報するとともに救護措置については、次のとおりとする。

項目	内容	担当
災害対策本部の設置	・災害対策本部の設置	総務班、浦河海上保安署
海難救助対策	・海難事故通報先 ・合同対策本部 ・救出・搜索活動	総務班、商工水産班、各班、消防機関 浦河海上保安署、その他関係機関
流出油等対策	・流出油の防除措置 ・環境モニタリング	消防機関
その他の応急対策活動	・広報活動 ・消防活動 ・医療救護活動 ・行方不明者の搜索及び死体の収容等 ・応援・派遣要請 ・災害ボランティアとの連携	総務班、各班、関係機関

1 災害対策本部の設置 【総務班、浦河海上保安署】

海上及び港に災害が発生し、防災活動を円滑かつ効果的に推進するために町長が必要と認める場合は、町は災害対策本部を設置して情報収集に努めるとともに、海上保安署その他防災関係機関と情報を共有化して緊密な連絡を保ちながら災害対策を行う。

〈救出・救助・事故対策の流れ〉



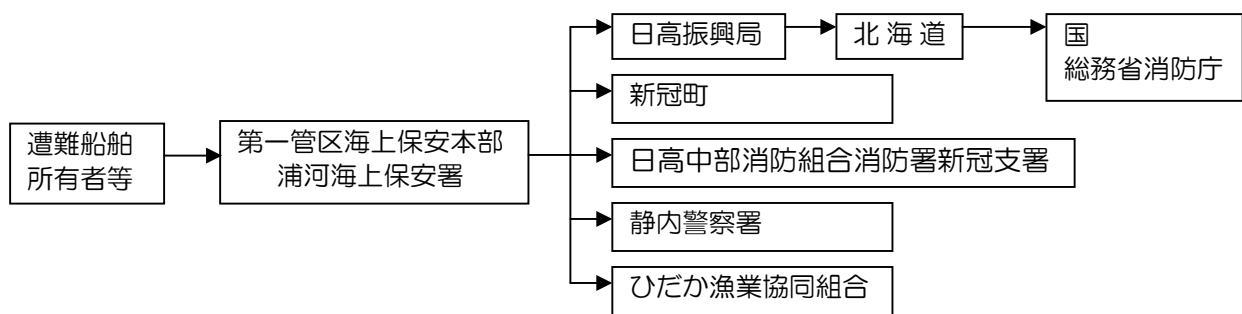
2 海難救助対策 【総務班、商工水産班、消防機関】

(1) 海難事故通報先

海難事故の発見者は、直ちに浦河海上保安署、静内警察署、日高中部消防組合消防署新冠支署、ひだか漁業協同組合等へ通報する。

町は遭難船舶を認知したとき、浦河海上保安署及び静内警察署に連絡するとともに、本計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

〈海上災害における情報連絡の伝達経路〉



(2) 合同対策本部

海難事故に関し、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて関係機関と協議し、合同対策本部を設置する。

(3) 救出・捜索活動

海上災害における救出・捜索活動については、風水害等対策計画編第5章第5節「救助救出計画」により行う。

町は、救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶・車両その他の物件を徴用し、また、民間の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

3 流出油等対策 【消防機関】

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町長は、その状況に応じて応急活動対制を整え、災害応急対策を実施する。

油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

また、町は、海岸線に漂着油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。

4 広報 【情報班、消防機関】

海難発生時の広報は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (1) 海難の状況
- (2) 家族等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の応急対策に関する情報
- (5) その他必要な事項

具体的には、風水害等対策計画編第5章第3節「災害広報」により行う。

5 消防活動 【消防機関】

領海内における船舶等火災の消火活動については、浦河海上保安署が実施する。

6 医療救護活動 【医療班、医療機関】

海難発生時の医療救護活動については、風水害等対策計画編第5章第14節「応急医療救護」により行う。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容等 【救助救護班、医療班、静内警察署】

海難発生時における行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等について町及び関係機関は、風水害等対策計画編第5章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」により行う。

8 応援・派遣要請 【総務班】

- (1) 自衛隊・応援協定先等への要請

自衛隊の派遣及び応援協定先への要請は、風水害等対策計画編第5章第26節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」及び同第27節「広域応援・職員応援派遣計画」により行う。

(2) その他の応援

本部長は必要に応じ、日本水難救済会新冠救難所に人命の救助、船舶の救出要請を行うものとする。

9 災害ボランティアとの連携 【総務班、社会福祉協議会】

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する災害ボランティア団体等の受け入れ等については、風水害等対策計画編第5章第28節「災害ボランティアとの連携計画」により行う。

第2節 鉄道災害対策

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 予防計画

鉄道災害の予防や、発生した場合を想定した事前対策は、関係機関が連携し、次のとおり行うものとする。

1 鉄道災害の予防・事前対策 【総務企画課、JR北海道】

(1) 町

町は、鉄道災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、以下の対策を実施する。

ア 関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員体制を整備するほか、関係機関、住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

イ 町は、職員による非常参集及び活動体制について整備するとともに、関係機関との連携体制についてあらかじめ整備しておく。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

ウ 町は、迅速かつ的確な救急救助活動ができる体制を確立する。

注) 町が実施する上記の予防・事前対策は、鉄道災害以外の事故災害についても同様である。

(2) JR北海道

JR北海道は鉄道事故災害を未然に防止するため、あるいは鉄道災害が発生した場合に備えて、以下の対策を実施するものとする。

ア 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

イ 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。

ウ 自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象、地象及び水象等の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。

エ 職員の非常配備体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡

大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

キ 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

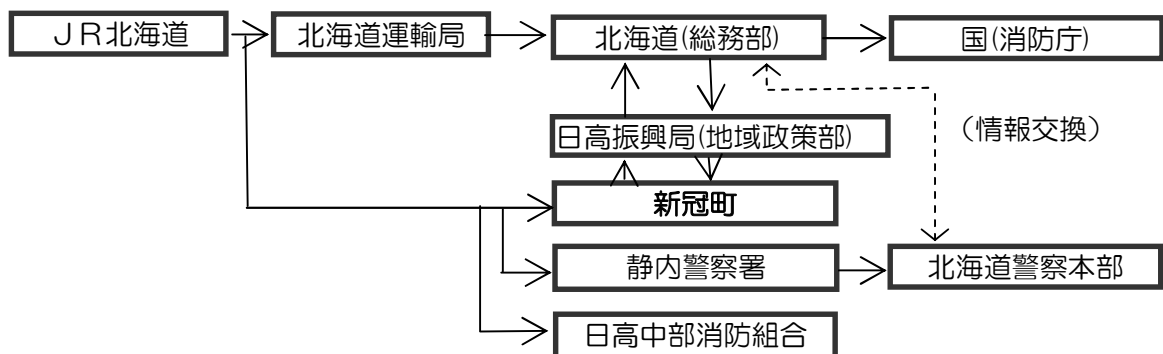
第3 応急対策計画

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

項目	内容	担当
情報通信	・通信手段の確保 ・災害情報の収集・連絡	総務班、関係機関
災害広報	・被災者の家族等への広報 ・旅客及び地域住民等への広報	情報班、関係機関
応急対策活動	・応急活動体制の確立 ・救助救出活動 ・医療救護活動 ・消防活動 ・その他の応急対策活動	総務班、各班、関係機関、JR北海道
災害復旧	・被災施設及び車両の復旧	JR北海道

1 情報通信 【総務班、JR北海道、各機関】

- (1) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。



2 災害広報 【情報班、JR北海道】

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確かつきめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制 【総務班、各班、各機関】

(1) 町の災害対策組織

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて風水害等対策計画編第3章「防災組織」の第1節「組織計画」により応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町、道及び関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動 【救助救護班、消防機関、JR北海道】

鉄道災害時における救助救出活動については、JR北海道が行う発生直後の救助救出活動のほか、風水害等対策計画編第5章第5節「救助救出計画」に準じて実施する。

5 医療救護活動 【医療班、医療機関、JR北海道】

鉄道災害時における医療救護活動については、風水害等対策計画編第5章第14節「医療救護計画」

に準じて行う。

また、JR北海道は、発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動 【消防機関、JR北海道】

(1) JR北海道

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2) 日高中部消防組合消防署新冠支署

ア 日高中部消防組合消防署新冠支署は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防職員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 災害復旧 【JR北海道】

JR北海道は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

8 その他の応急対策活動 【各班、消防機関、静内警察署、自衛隊】

行方不明者の捜索及び死体の収容、交通規制、危険物流出対策、自衛隊派遣要請、応援要請等その他の応急対策活動については、風水害等対策計画編の第5章「災害応急対策計画」に準じて実施する。

第3節 道路災害対策

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 予防計画

道路災害の予防や、発生した場合を想定した事前対策は、関係機関が連携し、次のとおり行うものとする。

1 道路災害の予防・事前対策 【総務企画課、建設水道課、各機関】

(1) 町

町は、第2節「鉄道災害対策」と同様の予防・事前対策を行う。

(2) 道路管理者

ア 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を努めるものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を努めるものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常配備体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査を実施し、その成果を踏まえ、再発防止対策を実施するものとする。

(3) 静内警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場

及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3 応急対策計画

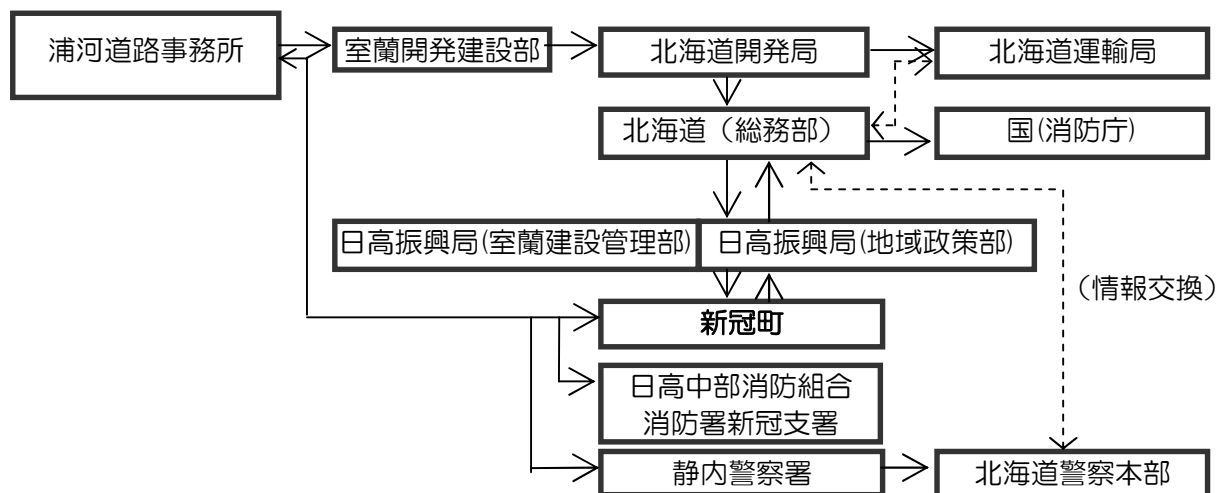
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

項目	内容	担当
情報通信	・通信手段の確保 ・災害情報の収集・連絡	総務班、関係機関
災害広報	・被災者の家族等への広報 ・道路利用者及び地域住民等への広報	情報班、関係機関
応急対策活動	・応急復旧体制の確立 ・救助救出活動 ・医療救護活動 ・消防活動 ・道路交通の確保等 ・その他の応急対策活動	総務班、各班、関係機関 各道路管理者
災害復旧	・被災施設の復旧	総務班、各班、 各道路管理者

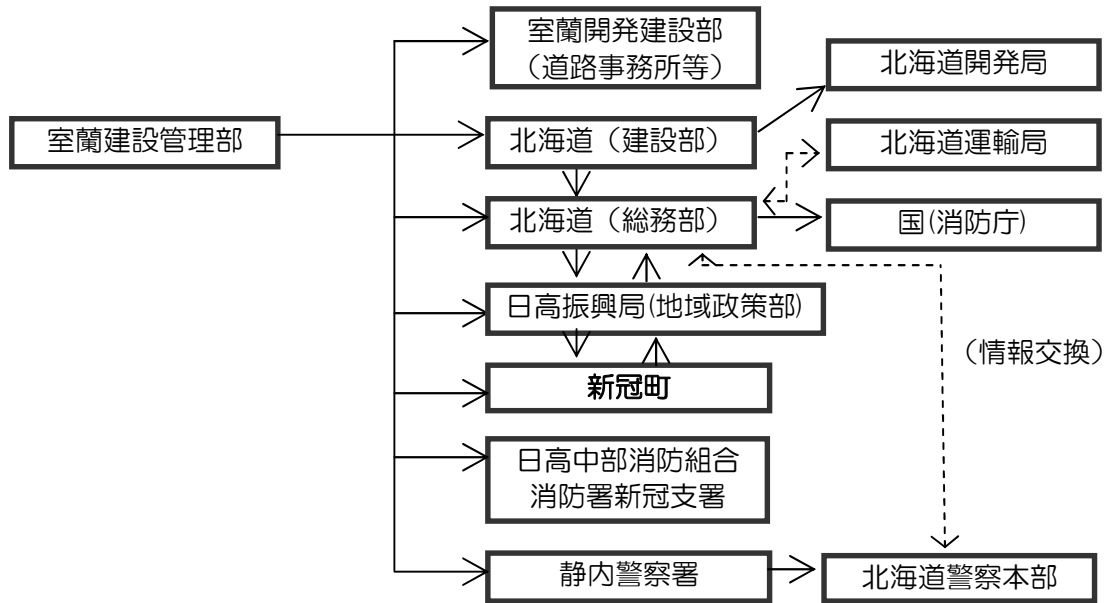
1 情報通信 【総務班、各機関】

- (1) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

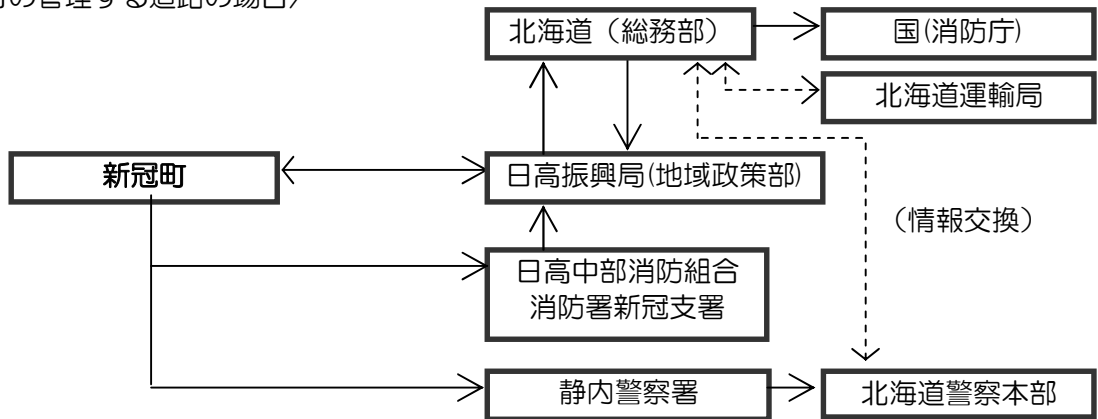
〈国の管理する道路の場合〉



〈道の管理する道路の場合〉



〈町の管理する道路の場合〉



2 災害広報 【情報班】

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必漂な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況

- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制 【総務班、各班、各機関】

(1) 町の災害対策組織

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて風水害等対策計画編第3章「防災組織」の第1節「組織計画」により応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町、道及び関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

4 救助救出活動 【救助救護班、消防機関】

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、風水害等対策計画編第5章第5節「救助救出計画」に準じて行う。

5 医療救護活動 【医療班、医療機関】

道路災害時における医療救護活動については、風水害等対策計画編第5章第14節「医療救護計画」に準じて実施する。

6 消防活動 【消防機関】

(1) 日高中部消防組合消防署新冠支署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(2) 消防職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 道路交通の確保等 【総務班、建設班、静内警察署】

道路災害時における道路交通の確保等については、風水害等対策計画編第5章第7節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施する。

(1) 静内警察署

道路災害発生時に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため

必要に応じ、道路の通行を禁止し、又は制限をする。

(2) 道路管理者

人命の安全、災害の拡大防止及び災害応急対策の円滑な実施に配慮して、所管する交通路の緊急確保を行う。道路の破損、欠壊その他の自由により交通が危険である認められる場合、又はこれに伴う応急復旧を行う場合は、必要に応じ、管理する道路について通行を禁止し、又は制限をする。

8 災害復旧 【各班、各道路管理者】

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資財の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

9 その他の応急対策活動【各班、消防機関、静内警察署、自衛隊】

行方不明者の捜索及び死体の収容、危険物流出対策、自衛隊派遣要請、応援要請等その他の応急対策活動については、風水害等対策計画編の第5章「災害応急対策計画」に準じて実施する。

第4節 危険物等災害対策

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

第2 予防計画

危険物等災害の予防や、発生した場合を想定した事前対策は、関係機関が連携し、次のとおり行うものとする。

なお、ここで言う「危険物」は次のとおりである。

	定 義	例
危険物	消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの	石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
火薬類	火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの	火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
高圧ガス	高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの	液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの	毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
放射性物質	放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。	

1 危険物等災害全般の事前対策 【総務企画課、各機関】

町は、第2節「鉄道災害対策」と同様の事前対策を行う。

2 危険物等による事故災害対策 【各事業者、消防機関、静内警察署】

(1) 危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、「事業者」と言う。）

消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図

るものとする。

(2) 日高中部消防組合

ア 消防法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 静内警察署

必要に応じ、危険物等の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

3 火薬類による事故災害対策 【各事業者、消防機関、静内警察署、北海道産業保安監督部】

(1) 事業者

火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 日高中部消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等を図るものとする。

(3) 静内警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

4 高圧ガスによる事故災害対策 【各事業者、消防機関、静内警察署、北海道産業保安監督部】

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 日高中部消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等を図るものとする。

(3) 静内警察署

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

5 毒物・劇物による事故災害対策 【各事業者、消防機関、静内警察署】

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 日高中部消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等を図るものとする。

(3) 静内警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

6 放射性物質による事故災害対策 【各事業者、消防機関、静内警察署】

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 日高中部消防組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等を図るものとする。

(3) 静内警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

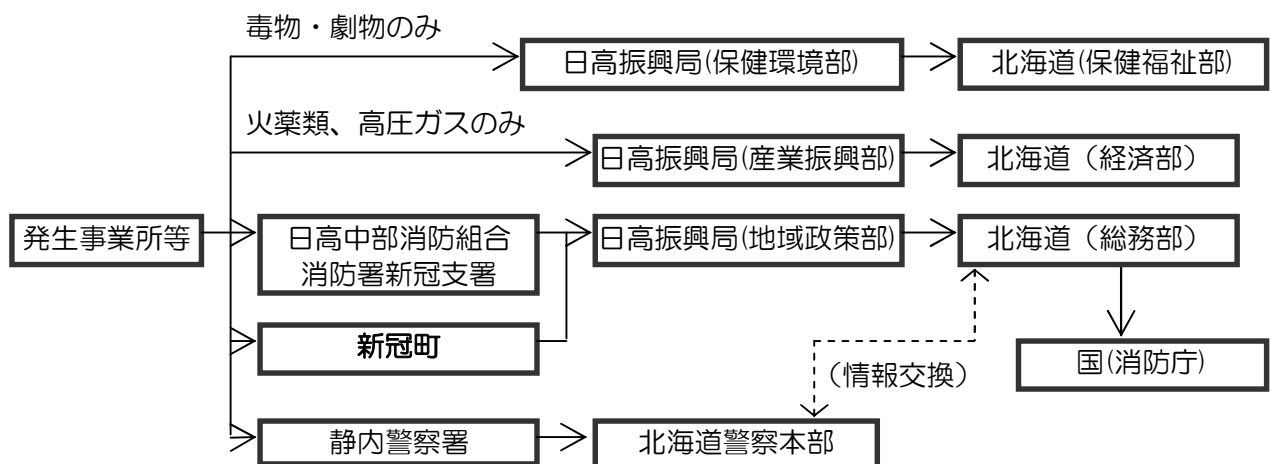
第3 応急対策計画

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る。

項目	内容	担当
情報通信	・通信手段の確保 ・災害情報の収集・連絡	総務班、関係機関
災害広報	・被災者の家族等への広報 ・地域住民等への広報	情報班、関係機関
応急対策活動	・応急活動体制の確立 ・消防活動 ・避難措置 ・その他の応急活動対策	総務班、各班、関係機関
災害拡大防止	・災害の拡大防止対策	各事業者、関係機関

1 情報通信 【総務班、各機関】

- (1) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。



2 災害広報 【情報班、各機関】

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、被災者の家族等役に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被害者の安否情報
- ウ 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- エ 医療機関等の情報
- オ 関係機関の災害応急対策の概要
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

3 応急活動体制 【総務班、各班、各機関】

(1) 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて風水害等対策計画編第3章「防災組織」の第1節「組織計画」により応急活動体制を整え、町の区域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町、道及び関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止 【各事業所、各機関】

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

5 消防活動 【各事業所、消防機関】

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 日高中部消防組合消防署新冠支署

- ア 事業者との緊密な連携を図り、必要に応じて他の消防機関から化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等による応援を得て、危険物の性状に合った適切な消防活動を実施する。
- イ 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置 【総務班、救助救護班】

町は、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、人命の安全を確保するため、風水害等対策計画編第5章第4節「避難対策計画」に準じて、必要な避難措置を実施する。

7 その他の応急対策活動 【各班、消防機関、静内警察署、自衛隊】

救助救出及び医療救護活動、行方不明者の搜索及び死体の収容、交通規制、自衛隊派遣要請、応援要請等その他の応急対策活動については、風水害等対策計画編の第5章「災害応急対策計画」に準じて実施する。

第5節 大規模な火事災害対策

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 予防計画

町、日高中部消防組合は、火事災害の発生を未然に防止するために、以下の予防対策を実施する。

1 大規模な火事災害の予防 【総務企画課、消防機関】

(1) 町

ア 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、緑地・空地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

イ 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

ウ 火災警報

町長は、振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。火災警報発令の詳細については、風水害等対策計画編第3章「防災組織」の第2節第2「注意報、警報及び火災気象通報」による。

エ 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

オ 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(2) 日高中部消防組合

ア 予防査察の実施

多数の人が出入りする旅館・ホテル、診療所、事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

イ 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計

画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

ウ 防火思想の普及

年2回（春、秋季）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害時要援護者対策に十分配慮する。

エ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

オ 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

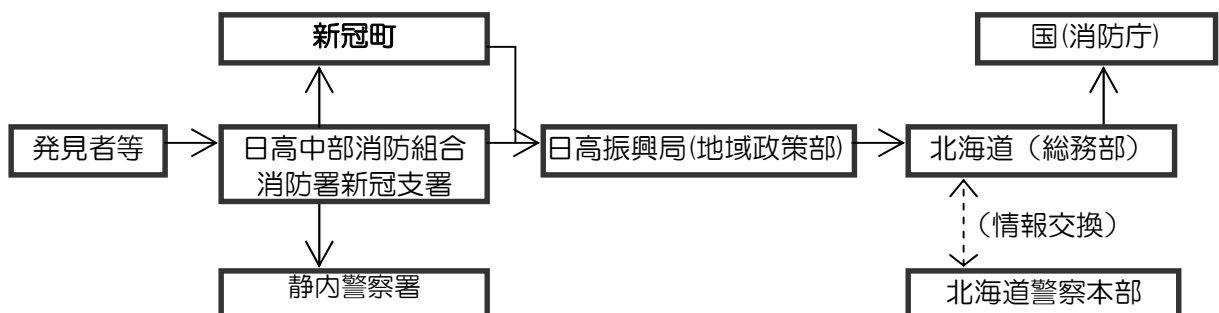
第3 応急対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図る。

項目	内容	担当
情報通信	・通信手段の確保 ・災害情報の収集・連絡	総務班、関係機関
災害広報	・被災者の家族等への広報 ・地域住民等への広報	情報班、日高中部消防組合消防署新冠支署、関係機関
応急対策活動	・応急活動体制の確立 ・消防活動 ・その他の応急対策活動	総務班、各班、関係機関

1 情報通信 【総務班、各機関】

- (1) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。



2 災害広報 【情報班、消防機関、各機関】

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制 【総務班、各班、各機関】

(1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて風水害等対策計画編第3章「防災組織」の第1節「組織計画」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町、道及び関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動 【消防機関】

日高中部消防組合消防署新冠支署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

(3) 消火、飛火警戒については、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 その他の応急対策活動 【各班、消防機関、静内警察署、自衛隊】

避難措置、救助救出及び医療救護活動、行方不明者の捜索及び死体の収容、交通規制、自衛隊派遣要請、応援要請等その他の応急対策活動については、風水害等対策計画編の第5章「災害応急対策計画」に準じて実施する。

第6節 林野火災対策

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 予防計画

林野火災については、予防強化期間を設けるなど、日頃から入林者に対する林野火災の予防意識の向上を図ることが大切であり、林野火災の警戒・注意等の計画の実施及び指導については、次のとおりとする。

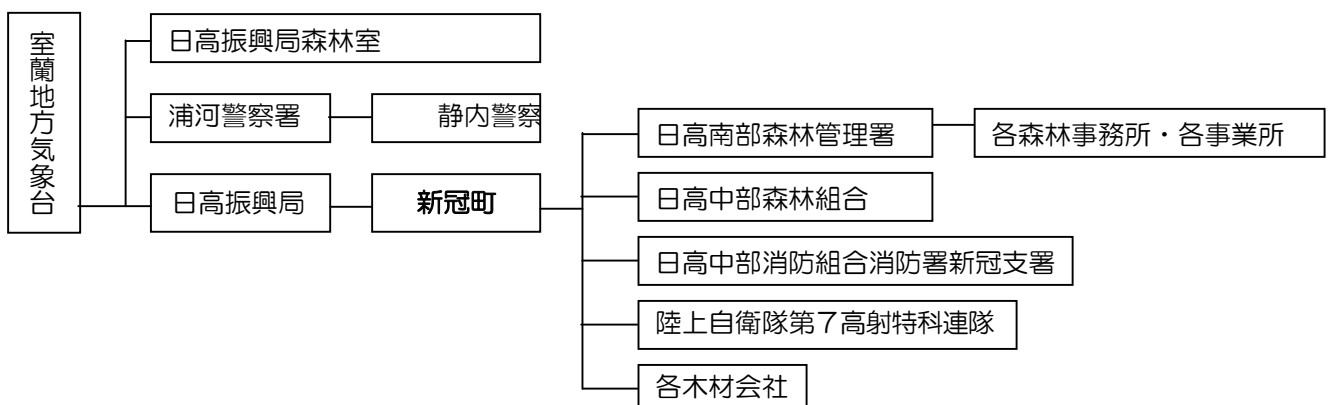
1 林野火災予消防対策協議会

構成機関	新冠町、日高南部森林管理署、日高中部森林組合
協力機関	静内警察署、日高中部消防組合消防署新冠支署、新冠消防団、JR静内駅、農林水産省家畜改良センター新冠牧場、新冠町教育委員会、陸上自衛隊第7高射特科連隊、日高振興局森林室、日高中部地区農業改良普及センター、北海道電力株式会社、新冠町農業協同組合、ひだか漁業協同組合、新冠軽種馬生産振興会、北海道大学農学部附属牧場、新冠観光協会、浦河測候所、各木材会社、各森林愛護組合

2 林野火災気象通報の伝達系統

町長は、振興局長から林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。火災警報発令の詳細については、風水害等対策計画編第3章「防災組織」の第2節第2「注意報、警報及び火災気象通報」による。

なお、林野火災気象通報の伝達経路は、次のとおりとする。



3 林野火災予防対策 【産業課】

(1) 林野火災危険期間

危険期間	4月1日から6月30日まで
林野火災予防強化期間	4月10日から5月31日まで
無煙の日	4月10日、20日、30日、5月10日、20日、30日

(2) 火入対策及び警戒・注意

無断入林者に対する警戒指導と造林・草地改良等の作業員の指導取締を関係機関の協力を得て行う。

- ア 火入対策
- イ 造林火入対策
- ウ 入林者に対する注意
- エ 林内事業及びその労働者の警戒
- オ タバコの吸い殻による出火対策
- カ 巡視人及び見張り人の設置
- キ 山火事防止点検
- ク 開墾地及び牧野造成の火入対策

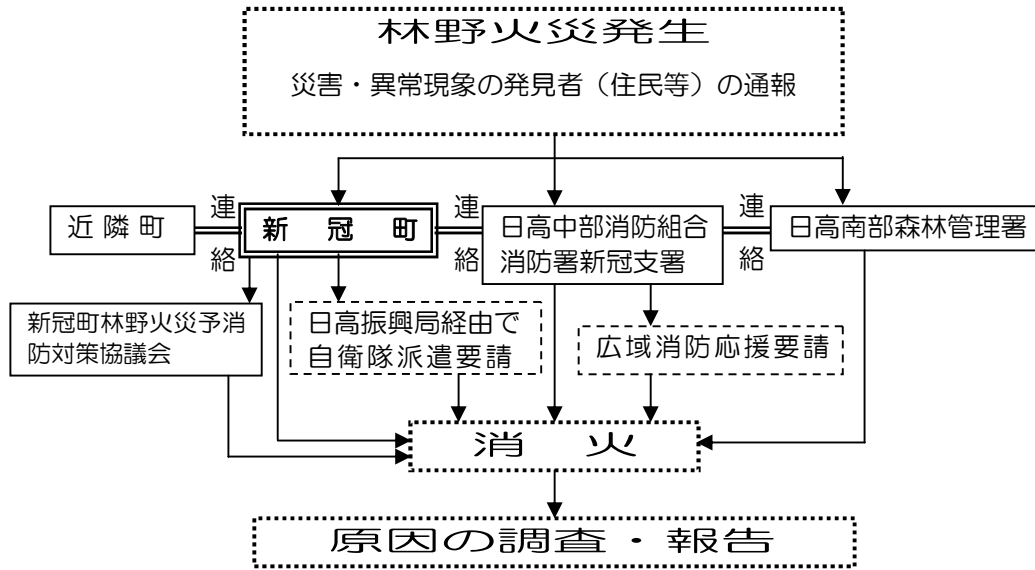
(3) 予防思想の普及

- ア ポスター、チラシ等の配布及び広報の発行
- イ 広報車、宣伝車の運行
- ウ 各学校の生徒協力

第3 応急対策計画

林野火災等の対策については、情報の連絡体制の確立と消火体制の強化を図ることが重要であり、関係機関相互の通報・連絡、消火体制については、次のとおりとする。

項目	内容	担当
林野火災気象通報の伝達系統	・ 燐や火災発生通報先 ・ 情報通信 ・ 災害広報	総務班、消防機関
林野火災消防対策	・ 応急活動体制の確立 ・ 避難措置 ・ 関係者の協力 ・ その他の応急対策活動	農林班、各班、消防機関
原因の調査・報告	・ 林野火災の発生原因の調査 ・ 道への報告	消防機関



1 林野火災発生通報先

林野火災発見者は、迅速に通報する。

〈 通報先 〉



2 情報通信 【総務班、各機関】

- (1) 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- (3) 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

3 災害広報 【情報班、消防機関】

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町は、風水害等対策計画編第5章第3節「災害広報計画」の定めによるほか、報道機関を通じ、又は

広報車の利用等により、次の事項について住民等への広報を実施するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (5) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

4 応急活動体制 【総務班、農林班、各班、各機関】

(1) 町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて風水害等対策計画編第3章「防災組織」の第1節「組織計画」により応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

町、道及び関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

5 避難措置 【総務班、農林班、救助班】

町は、人命の安全を確保するため、風水害等対策計画編第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 関係機関の協力 【各機関】

町及び日高南部森林管理署は、消火活動について関係機関と協力し実施するが、消火が困難な場合には、北海道広域消防相互応援・自衛隊派遣要請・北海道消防防災ヘリコプター要請により広域的な体制をとる。

住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、北海道ヘリコプターによる空中消火の実施要請を行う。

7 その他の応急対策活動 【各班、消防機関、静内警察署、自衛隊】

交通規制、自衛隊派遣要請、応援要請等その他の応急対策活動については、風水害等対策計画編の第5章「災害応急対策計画」に準じて実施する。

8 原因の調査・報告 【消防機関】

森林法（昭和26年法律第249号）及び消防法に基づき林野火災の発生原因の調査を行う。ま

た、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づき、災害状況調書により速やかに、日高振興局に報告するものとする。